

識者談話

県漁業調整規則は漁業権の設定さ

から提起するものだ。 なく、漁業権の存在を確認する方向 に工事の差し止めを求める手法では だ。

今回、県が提起する裁判は直接的

してはならないことを確認する訴訟

漁業権の存在を確認することで、

れている漁場内で岩礁を破砕する際合、漁業者ではない県は具体的に侵 間接的に工事を止める効果を生む。 工事の差し止めを直接求めた場

には知事の許可を受けるよう求めて 害される権利がないため、権利を侵 漁業権有無が争点に

存在する海域で許可なしに岩礁破砕 法行為が差し迫る中、国は漁業権の 体工事に着手し、岩礁破砕を伴う違 岩礁破砕許可の期限が切れ、国が本 た。 ている。 関係を確認するやり方は理にかなっ 今回、県が提起する公法上の法律

る。 の2回にわたる照会に対し、全く論 点が違う判例や法律を持ち出してい 点になるだろう。水産庁は今回、県 裁判では漁業権の有無が大きな争

ている。 業協同組合が一部放棄を決議した場 合、知事の変更免許は必要ないとし 水産庁は漁業権の免許を受けた漁

るには新たな行政行為(変更免許) わることはない。免許内容を変更す 行為により設定されており、免許内 で行う必要がある。 容が免許を受けた者の意思決定で変 しかし、漁業権は免許という行政

害されたとは言いにくい側面があっ